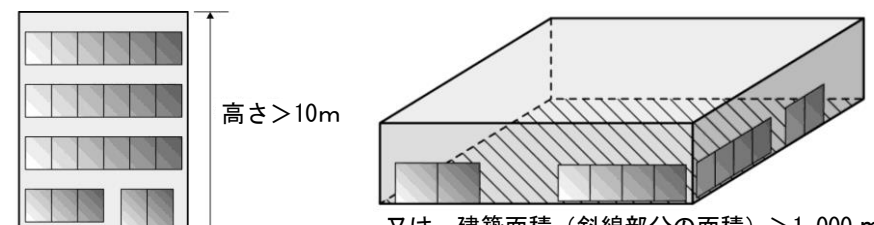
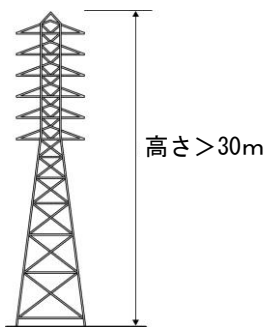
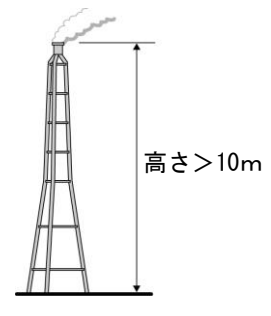
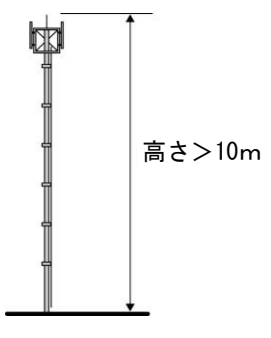
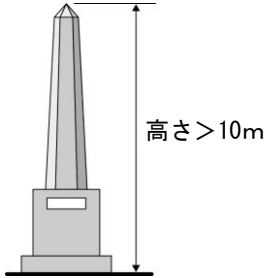
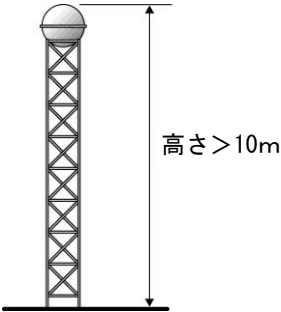
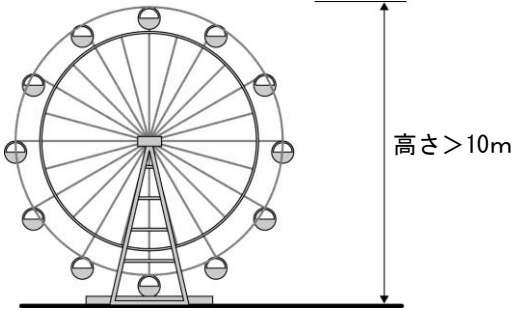
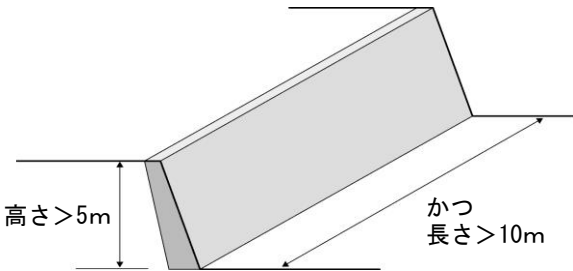
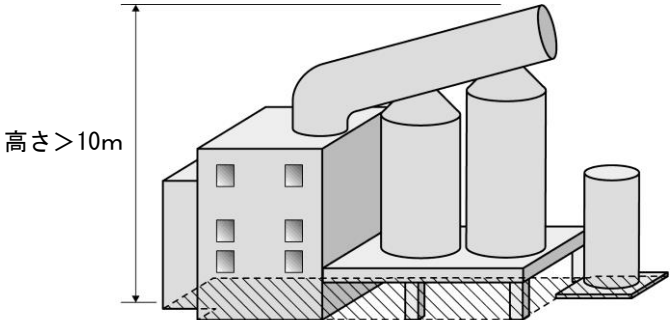


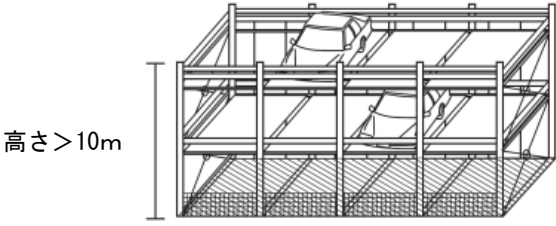
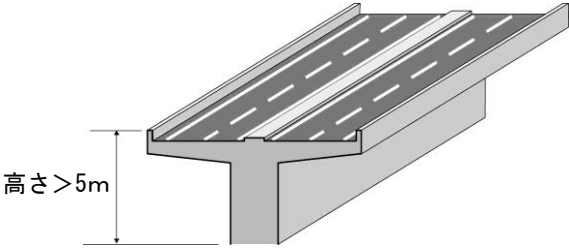
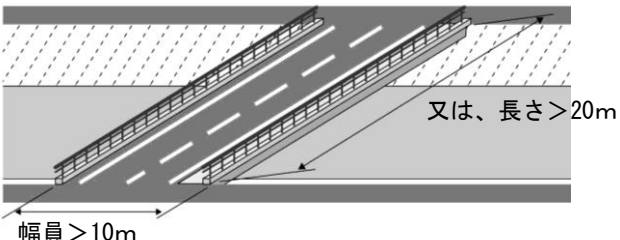
第5章 景観法の届出制度の解説

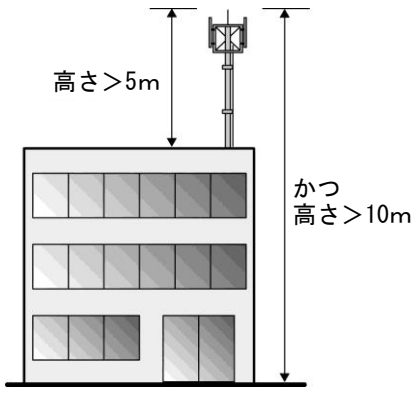
1 届出対象行為（地区別景観づくり計画区域を除く市全域対象）

届出対象行為について、イラストを用いて分かりやすく解説しています。

建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが 10mを超えるもの、又は、建築面積が 1,000 m²を超えるもの  又は、建築面積（斜線部分の面積）> 1,000 m²
若しくは模様替又は色彩の変更 工物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕	① 架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの 高さが 30mを超えるもの (例：高圧線鉄塔など) 
	② 煙突（支枠及び支線がある場合においては、これらを含む）その他これらに類するもの 高さが 10mを超えるもの 
	③ アンテナ、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（①に掲げるものを除く） 高さが 10mを超えるもの (例：携帯電話基地局など) 

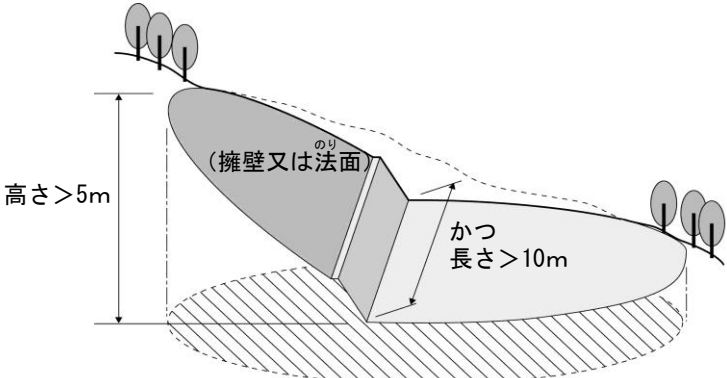
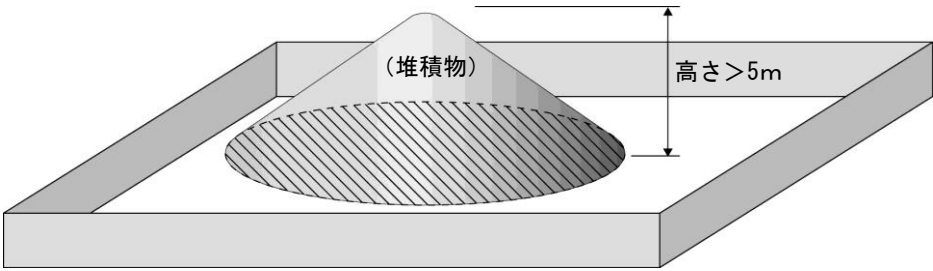
	④ 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの	高さが10mを超えるもの  高さ>10m
変更 ・工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の	⑤ 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの	高さが10mを超えるもの  高さ>10m
	⑥ ウォータースhoot、コースター、メリーゴーランド、観覧車その他これらに類する遊戯施設	高さが10mを超えるもの  高さ>10m
	⑦ 擁壁、さく、堀	高さが5mを超え、かつ、長さが10mを超えるもの  高さ>5m かつ 長さ>10m
	⑧ アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの	高さが10mを超えるもの、又は、築造面積が1,000 m²を超えるもの  高さ>10m 又は、築造面積（斜線部分の面積）>1,000 m²

	⑨ 自動車車庫の用途に供するもの	高さが10mを超えるもの、又は、築造面積が1,000 m²を超えるもの  又は、築造面積（斜線部分の面積）>1,000 m²
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	⑩ 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの	高さが10mを超えるもの、又は、築造面積が1,000 m²を超えるもの
	⑪ 高架鉄道、高架道路	高さが5mを超えるもの 
	⑫ 橋りょう、歩道橋	幅員が10mを超えるもの、又は、長さが20mを超えるもの 

	⑬ ①から⑫に掲げる工作物のうち、建築物又は①から⑫に掲げる他の工作物（右欄において「建築物等」という。）と一体となって設置されるもの	建築物等の上端から当該工作物の上端までの高さが5 mを超え、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが10m（①に掲げるものにあっては30m）を超えるもの （例：建築物の屋上に携帯電話基地局を設置する場合など） 
--	--	---

注）・増築、改築等を行った後の全体の規模が、各欄に定める規模を超える場合には、届出対象行為となります。

- ・上記に掲げる行為であっても、後述の「届出の対象から除外する行為」に該当する場合には、届出の対象外となります。

土地の開墾、木竹の伐採、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	次のいずれかに該当するもの ・ 行為に係る土地の面積が 1,000 m²を超えるもの ・ 行為に伴い生ずる擁壁又は法面の^{のり}高さが 5 m を超え、かつ、その長さが 10m を超えるもの  行為に係る土地の面積（斜線部分の面積）>1,000 m²
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	行為に係る土地の面積が 1,000 m²を超えるもの、又は、高さが 5 m を超えるもの  行為に係る土地の面積（斜線部分の面積）>1,000 m²

注）上記に掲げる行為であっても、後述の「届出の対象から除外する行為」に該当する場合には、届出の対象外となります。

【届出の対象から除外する行為】

次に掲げる行為については、「1 届出対象行為」に該当する場合でも、届出の対象外となります。

○ 建築物、工作物、屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積

届出の対象外となる行為	根拠条項
地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等	景観法施行令第8条第1号
建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、行為に係る面積が一壁面の面積（これにより難い場合は見付面積）の1/2以下のもの※	鈴鹿市景観規則第7条第2項第12号
仮設の建築物の新築等	鈴鹿市景観づくり条例第7条第3項第1号
工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、行為に係る面積が一壁面の面積（これにより難い場合は見付面積）の1/2以下のもの※	鈴鹿市景観規則第7条第2項第14号
仮設の工作物の建設等	景観法施行令第8条第2号
駐車場又は資材置場の用に供する目的で行う土地の形質の変更	鈴鹿市景観規則第6条
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、その期間が90日を超えて継続しないもの	鈴鹿市景観づくり条例第7条第3項第2号
市長が、良好な景観づくりに支障を及ぼさないと認める行為	鈴鹿市景観規則第8条第2項第2号

○ 法令（条例を含む。）の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、又は届け出て行う行為等

届出の対象外となる許可・認可・届出を受けた行為	根拠条項
文化財保護法第43条第1項、第125条第1項、第81条第1項、第167条第1項第6号、第168条第1項第1号、文化財保護法施行令第4条第2項、第5項	景観法施行令第10条第3号
屋外広告物法第4条又は第5条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置	景観法施行令第10条第4号
森林法第10条の2第1項、第34条第2項	鈴鹿市景観規則第5条第1項第1号
自然公園法第10条各項、第16条各項、第20条第3項、第21条第3項、第68条第1項	鈴鹿市景観規則第5条第1項第2号
砂利採取法第16条の許可を受け、河川法第25条又は農地法第4条若しくは第5条の許可（一時的な利用に限る。）	鈴鹿市景観規則第5条第1項第3号
三重県立自然公園条例第9条第1～3項、第16条第4項	鈴鹿市景観規則第5条第1項第4号

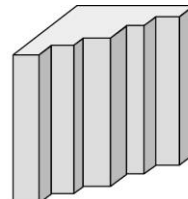
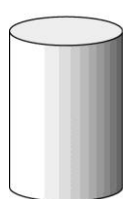
○ 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（鈴鹿市景観づくり条例第7条第3項第4号）

○ その他、景観法第16条第7項に掲げる行為

※「見付面積」による場合として、

右図の例のような円筒形や複雑な形状の建築物等があります。

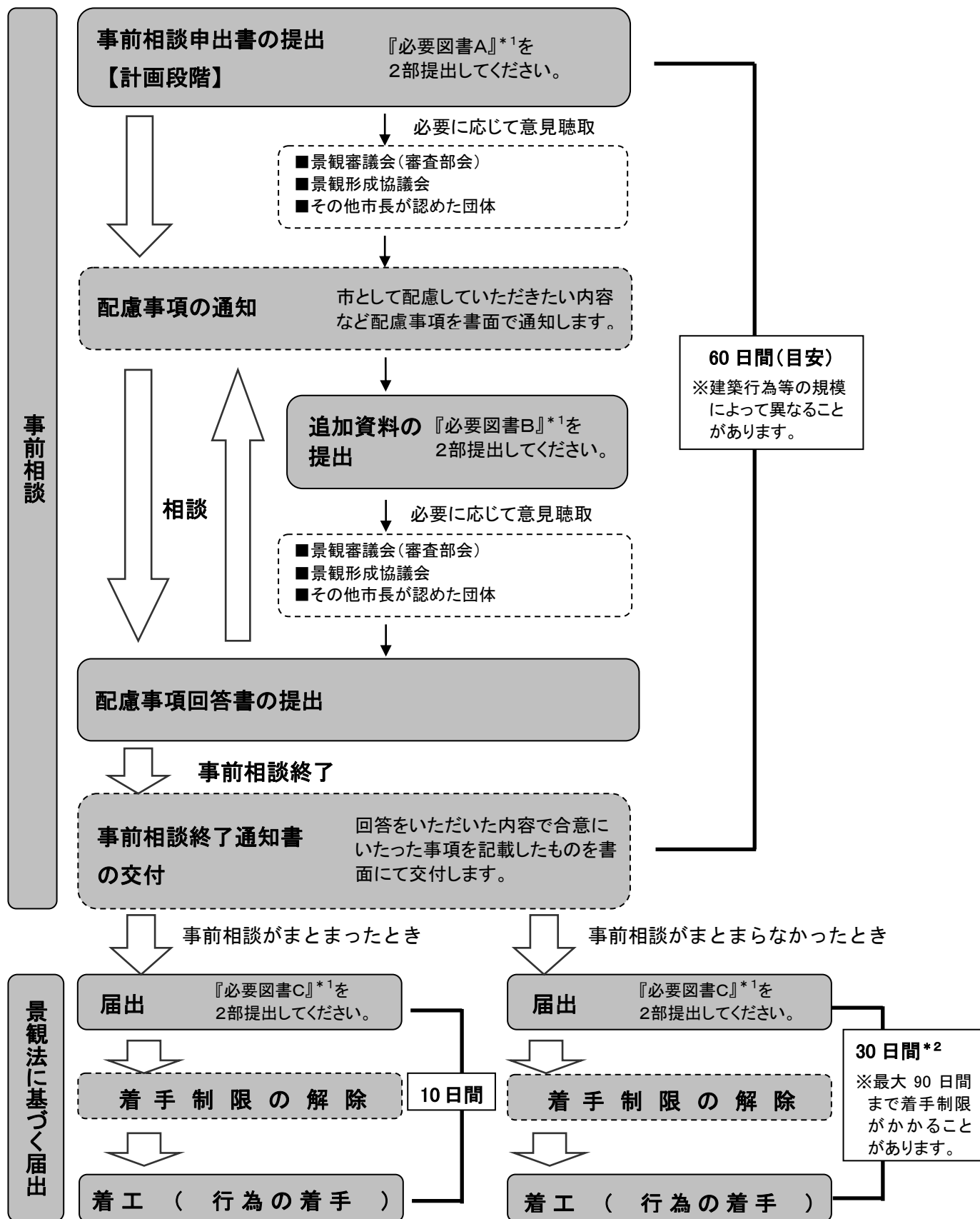
また、アクセント色を用いる建築物・工作物の色彩の変更はすべて届出が必要です。



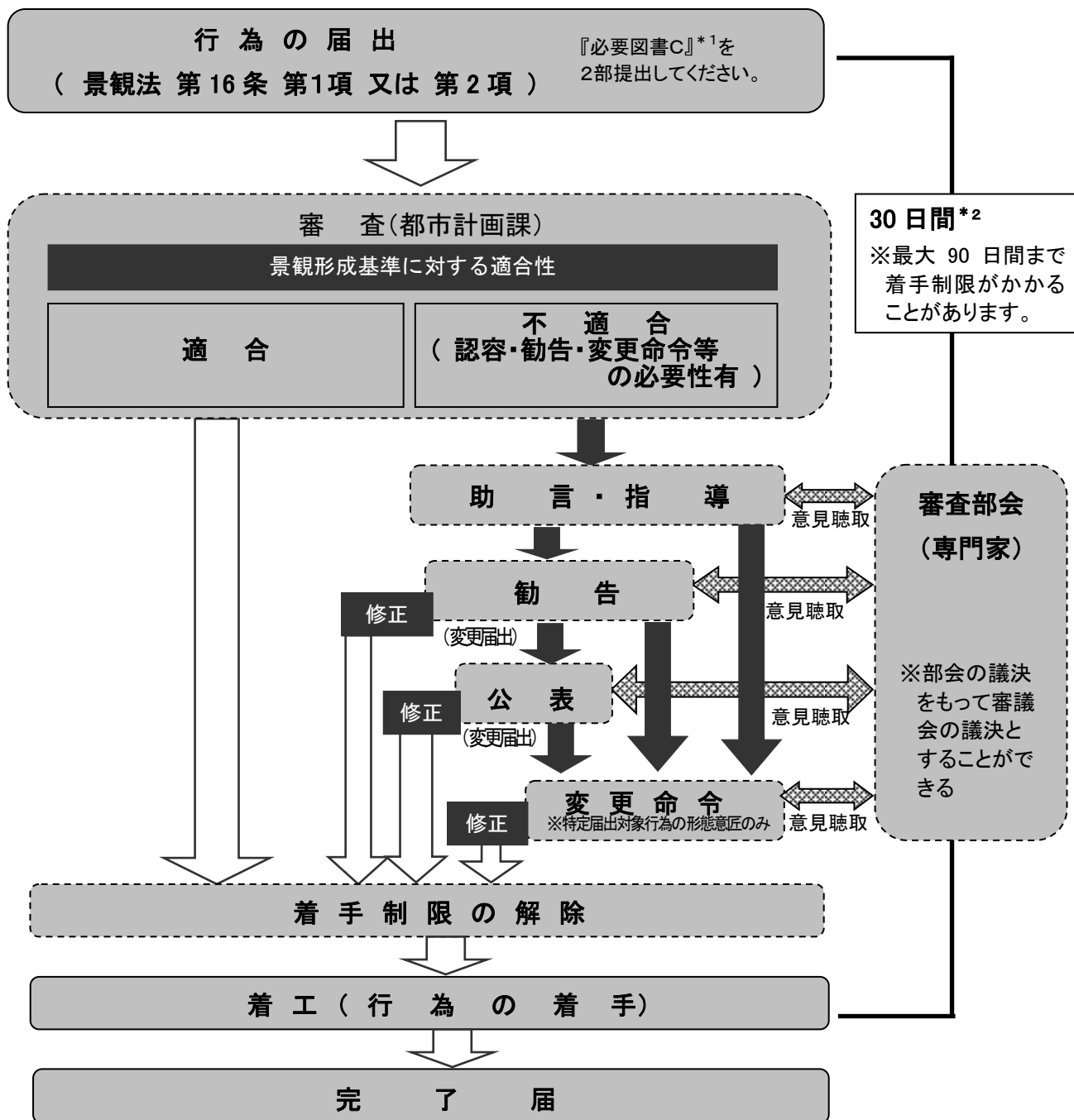
2 届出の流れ

景観法に基づく届出の前に条例で規定する事前相談が必要になりますので留意してください。届出の流れは、次のとおりです。

(1) 事前相談～行為の届出まで



(2) 行為の届出～完了届まで



*1 『必要図書A、B、C』は、次ページ以降を参照してください。

*2 事前相談がまとまらなかった場合
(事前相談がまとまった場合10日間)

■凡例

行為者

市役所

3 必要な図書等

前項で規定している事前相談及び景観法に基づく届出に必要な図書等は次のとおりです。

(1) 建築物・工作物（届出対象行為）

○『必要図書A』（事前相談）

種類	図書に記載する内容
鈴鹿市景観計画区域内における行為の事前相談申出書（第〇号様式）	行為の種類・行為の場所・着手予定日・完成予定日・連絡先の記入
建築物 → 別紙1 工作物 → 別紙2	面積・高さ・素材・色彩・緑化等の記入
委任状	（※ 届出者以外のものが手続を行う場合のみ必要）
景観チェックシート	景観資源シート及び景観類型シート（  部分は遵守事項）の評価・配慮又は工夫の内容を記載
付近見取図	縮尺の表示（1/2,500 以上）、方位の表示、周辺道路の記載、目標となる地物の名称、行為地の位置
配置図	縮尺の表示（1/100 以上）、方位の表示、行為地の形状・寸法、新設物（届出対象）と既存物の表示、隣接する道路の表示・道路の幅員、緑地の位置
外観イメージ図	建築物・工作物の外観の規模（ボリューム）が分かるイメージ図
現況写真	行為の場所・その周辺の状況が把握できるカラー写真、撮影位置・撮影方向を図面（配置図又は見取図）に記載、行為地の敷地範囲を写真内に記入、建築物・工作物が撮影場所からどのように見えるかを写真内に表示

○『必要図書B』（事前相談・追加資料）

種類	図書に記載する内容
景観チェックシート	景観類型シートの全ての内容を記載
外構図（緑化図を含む）	植栽・樹木等の位置・種類・高さ（緑に着色）、外構施設の位置・材料・面積
立面図	縮尺の表示（1/50 以上）、各面の方位・寸法の表示、彩色、壁面・屋根等の仕上げ色彩の表示（マンセル表色系により表示すること）、壁面・屋根等の仕上げ材料の表示、開口部・建築設備・軒等の位置・形状

○『必要図書C』（景観法に基づく届出）

種類	図書に記載する内容
鈴鹿市景観計画区域内における行為の届出書（第1号様式）	行為の種類・行為の場所・着手予定日・完成予定日・連絡先の記入
建築物 → 別紙1 工作物 → 別紙2	面積・高さ・素材・色彩・緑化等の記入
事前相談終了通知書の写し	
委任状	（※ 届出者以外のものが手続を行う場合のみ必要）
景観チェックシート	景観類型シートの全ての内容を記載
事前相談がまとまらなかったとき、『必要図書A』『必要図書B』にある付近見取図、配置図、外構図（緑化図を含む）、立面図、現況写真の添付が必要	

（2）土地の開墾、木竹の伐採、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更（届出対象行為）

○『必要図書A』（事前相談）

種類	図書に記載する内容
鈴鹿市景観計画区域内における行為の事前相談申出書（第〇号様式）	行為の種類・行為の場所・着手予定日・完成予定日・連絡先の記入
別紙3	面積・法面等の規模、行為後の概要（外観・緑化）等
委任状	（※ 届出者以外のものが手続を行う場合のみ必要）
景観チェックシート	景観資源シート及び景観類型シートの評価・配慮又は工夫の内容を記載
付近見取図	縮尺の表示（1/2,500 以上）、方位の表示、周辺道路の記載、目標となる地物の名称、行為地の位置
現況図	縮尺の表示（1/2,500 以上）、方位の表示、行為地の区域、周辺の土地利用の現況・地形、隣接する道路の表示・道路の幅員
外観イメージ図	土地の開墾、木竹の伐採、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更の外観が分かるイメージ図
現況写真	行為の場所・その周辺の状況が把握できるカラー写真、撮影位置・撮影方向を図面（配置図又は見取図）に記載、行為地の敷地範囲を写真内に記入

○『必要図書B』（事前相談・追加資料）

種類	図書に記載する内容
景観チェックシート	景観類型シートの全ての内容を記載
現況図	断面図に係る断面の位置及び方向
土地利用計画図	縮尺の表示（1/2,500 以上）、方位の表示、断面図に係る断面の位置及び方向、行為後における植栽等の位置・種類・規模、行為後に設置する構造物等の位置・種類・規模、行為中の遮蔽物の位置・種類・構造・規模（土石の採取又は鉱物の掘採の場合のみ）
断面図	縮尺の表示（1/100 以上）、行為の実施前における行為地の縦断面・横断面、行為の実施後における行為地の縦断面・横断面

○『必要図書C』（景観法に基づく届出）

種類	図書に記載する内容
鈴鹿市景観計画区域内における行為の届出書（第1号様式）	行為の種類・行為の場所・着手予定日・完成予定日・連絡先の記入
別紙3	面積・法面等の規模、行為後の概要（外観・緑化）等
事前相談終了通知書の写し	
委任状	（※ 届出者以外のものが手続を行う場合のみ必要）
景観チェックシート	景観類型シートの全ての内容を記載
事前相談がまとまらなかったとき、『必要図書A』『必要図書B』にある付近見取図、現況図、土地利用計画図、断面図、現況写真の添付が必要	

（3）屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（届出対象行為）

○『必要図書A』（事前相談）

種類	図書に記載する内容
鈴鹿市景観計画区域内における行為の事前相談申出書（第〇号様式）	行為の種類・行為の場所・着手予定日・完成予定日・連絡先の記入
別紙3	面積・法面等の規模、行為後の概要（外観・緑化）等
委任状	（※ 届出者以外のものが手続を行う場合のみ必要）

景観チェックシート	景観資源シート及び景観類型シートの評価・配慮又は工夫の内容を記載
付近見取図	縮尺の表示（1/2,500 以上）、方位の表示、周辺道路の記載、目標となる地物の名称、行為地の位置
配置図	縮尺の表示（1/100 以上）、方位の表示、行為地の形状・寸法、隣接する道路の表示・道路の幅員、堆積する物件の位置・種類
外観イメージ図	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積の状況が分かるイメージ図
現況写真	行為の場所・その周辺の状況が把握できるカラー写真、撮影位置・撮影方向を図面（配置図又は見取図）に記載、行為地の敷地範囲を写真内に記入、堆積物が撮影地からどのように見えるかを写真内に表示

○『必要図書B』（事前相談・追加資料）

種類	図書に記載する内容
景観チェックシート	景観類型シートの全ての内容を記載
配置図	堆積する物件の位置・種類・規模、遮蔽物の位置・種類・構造・規模

○『必要図書C』（景観法に基づく届出）

種類	図書に記載する内容
鈴鹿市景観計画区域内における行為の届出書（第1号様式）	行為の種類・行為の場所・着手予定日・完成予定日・連絡先の記入
別紙3	面積・法面等の規模、行為後の概要（外観・緑化）等
事前相談終了通知書の写し	
委任状	（※ 届出者以外のものが手続を行う場合のみ必要）
景観チェックシート	景観類型シートの全ての内容を記載
事前相談がまとまらなかったとき、『必要図書A』『必要図書B』にある付近見取図、配置図、現況写真の添付が必要	